

広島県告示第二百三十四号

平成十八年広島県告示第四百十二号（港湾施設及びマリナー施設の使用料及び入港料の徴収事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 1（広島港）の表の係留施設の部出島マイナス一四メートル岸壁の項及び海田マイナス七・五メートル岸壁の項を削る。